

高松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項のその身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(許可申請書に添えるべき書類)

第4条 省令第7条第1項第5号の資格を有する者であることを証する書類は、設計者経歴書（様式第2号）によるものとする。

2 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書（様式第3号）によるものとする。

3 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第1号に掲げる書類については、政令第23条各号に規定する規模の宅地造成若しくは特定盛土等又は政令第25条第2項各号に規定する規模の土石の堆積に関する工事に該当しない場合は、その添付を省略することができる。

(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の概要を示した工事工程表

(2) 法第12条第1項又は第30条第1項の許可の申請に係る土地の区域及びその区域内において盛土若しくは切土をし、又は土石を堆積する土地

に係る求積図

- (3) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了時における盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量を計算した書類
- (4) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の同意をした者が宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書に押印した印の印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (5) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (6) 工事主に係る預金残高証明書、融資証明書その他の資金の調達方法に応じた資金の調達を証する書類
- (7) 工事主が、法人である場合にあっては直前3年の各事業年度の法人税に係る納税証明書、貸借対照表及び損益計算書並びに事業経歴書（土地の開発に係る事業の経歴を記載した書類をいう。以下同じ。）（様式第4号）、個人である場合にあっては直前3年の所得税に係る納税証明書
- (8) 工事施行者が、法人である場合にあっては登記事項証明書及び事業経歴書（様式第4号）、個人である場合にあっては事業経歴書（様式第4号）
- (9) 誓約書（様式第5号）
- (10) その他市長が必要と認める書類

4 工事主は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区それぞれの位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（協議の手続）

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第6号）の正本及び副本に、省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類その他市長が必要と認める書

類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第7号）の正本及び副本に、省令第7条第2項第1号及び第4号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
（変更の許可を要しない軽微な変更の届出）

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書（様式第8号）により行うものとする。

（協議の変更の手續）

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（様式第9号）の正本及び副本に、第5条第1項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（様式第10号）の正本及び副本に、第5条第2項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

（工事施行者の選定の届出）

第8条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可（法第15条第2項又は第34条第2項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者（次条及び第10条において単に「許可を受けた者」という。）又は法第27条第1項の規定による届出（法第27条第5項の規定により、当該届出をしたものとみなされるものを除く。第10条において同じ。）をした者は、当該許可を受け、又は届出をした後に工事施行者を選定したときは、遅滞なく、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工

事施行者選定届出書（様式第 1 1 号）を市長に提出しなければならない。

（工事の着手届）

第 9 条 許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届（様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

（工事の工程の変更の届出）

第 1 0 条 許可を受けた者又は法第 2 1 条第 1 項若しくは第 3 項、第 2 7 条第 1 項若しくは第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書（様式第 1 3 号）を市長に提出しなければならない。

（工事の定期報告書）

第 1 1 条 省令第 4 8 条第 1 項及び第 7 8 条第 1 項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第 1 4 号）によるものとする。

2 省令第 4 8 条第 2 項及び第 7 8 条第 2 項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第 1 5 号）によるものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの完了検査の手続）

第 1 2 条 法第 1 2 条第 1 項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は法第 3 0 条第 1 項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第 1 7 条第 1 項又は第 3 6 条第 1 項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、法第 1 7 条第 1 項又は第 3 6 条第 1 項の検査及び法第 1 7 条第 2 項又は第 3 6 条第 2 項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

3 法第 1 2 条第 1 項の許可又は第 3 0 条第 1 項に係る土石の堆積に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第 1 7 条第 4 項又は第 3 6 条第 4 項の確認を当該工区ごとに申請することができる。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、法第 1 7 条第 4 項又は第 3 6 条第 4 項の確認及び法第 1 7 条第 5 項又は第 3 6 条第 5 項の規定による

確認済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

(工事の施行に係る土地を工区に分けたときの中間検査の手続)

第13条 法第12条第1項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は第30条第1項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第18条第1項又は第37条第1項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、法第18条第1項又は第37条第1項の検査及び法第18条第2項又は第37条第2項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

(届出工事の変更の届出)

第14条 法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 法第21条第3項又は法第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、擁壁等に関する届出工事の変更届出書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する証明書の交付の申請)

第15条 省令第88条の規定による書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。